

別紙 1

仕 様 書

1 業務名称

自家用電気工作物点検業務

2 業務場所

下関市長府豊浦町 1 番 1 号	下関市上下水道局	長府浄水場
下関市長府満珠町 3 3 番 3 5 号	下関市上下水道局	水質管理センター
下関市春日町 8 番 1 号	下関市上下水道局	高尾浄水場
下関市彦島本村町七丁目 1 7 番	下関市上下水道局	彦島ポンプ場
下関市安岡町六丁目 1 3 番	下関市上下水道局	安岡ポンプ場
下関市大字阿内字山根 1 1 4 1 - 1 3	下関市上下水道局	清末ポンプ場
下関市熊野町一丁目 7 番	下関市上下水道局	新椋野ポンプ場

3 業務内容

本業務は、業務場所に示す下関市上下水道局（以下「局」という。）所有の自家用電気工作物について、点検及び測定試験を行うものである。

4 業務対象設備

本業務の対象設備は、局所有の自家用電気工作物のうち、自家用電気工作物点検数量表（別表 1）及び保護継電器一覧表（別表 2）に定めるものとする。

5 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで

6 業務履行要領

- （1）業務の履行に当たっては、局担当者の指示に従い誠意をもって業務の遂行に努めること。
- （2）受注者は、作業責任者を現場に常駐させ、局担当者との連絡及び打合せ並びに現場監督の任に当たること。
- （3）受注者は、局担当者と協議、打合せ及び報告を行った内容について記録し、解釈に相違がないよう業務打合せ簿を作成して局担当者の確認を受けること。また、関係書類の提出の際にも業務打合せ簿を作成

- して局担当者の確認を受けること。
- (4) 本業務は、その大部分が停電作業となるため、事前に局担当者と業務内容について十分協議の上、実施計画書及び停電作業要領書を作成し、承認を受けること。
 - (5) 本業務にて使用する試験機器のうち、測定試験に用いるものについては、試験機器校正証明書の写しを事前に局担当者へ提出すること。
 - (6) 機器の運転・停止操作は、原則として、局担当者又は局担当者が指定する者により行うものとし、独断では絶対に行わないこと。
 - (7) 業務実施日の1週間前までに、実施計画書に従って電力会社に作業停電の通知を行うこと。なお、長府浄水場については、局が中国電力ネットワーク株式会社との協議、調整及び連絡を行う。
 - (8) 作業区域の危険防止さく設置、注意札取付け及び操作開閉器の取扱注意札等の取付け並びに監視人の配置は、受注者の責任において事故防止に遺漏のないよう行うこと。
 - (9) 業務の実施に伴う1回の作業時間は、原則として3時間とする。なお、3時間以上の作業が可能な場所もあるが、停電時間をできる限り短縮するように努めること。
 - (10) 業務の実施については、原則として1日1施設とするが、長府浄水場は2日間とする。作業日、工程等については双方協議の上、決定するものとする。ただし、天候及び水運用等の都合上、点検日の追加を認めることがある。
 - (11) 長府浄水場及び高尾浄水場は、常時、水処理をしている施設であることから、その運用への影響を最小限とするよう作業すること。
 - (12) 業務の実施に伴い不具合箇所等を発見した場合には、局担当者又は局担当者が指定する者に速やかに報告するとともに、外観上確認できるものについては写真にて記録すること。
 - (13) 作業に必要な仮設機材は、受注者の負担とする。また、停電時の作業灯も受注者の負担とする。
 - (14) 本業務要領は、自家用電気工作物点検要領（別紙2）のとおりとする。
 - (15) 点検作業に当たっては、電気主任技術者の資格を有する者を現場に常駐させること。
 - (16) 各絶縁抵抗測定、ケーブル絶縁診断及び避雷器試験については、保護具を着用して行うこと。また、試験前後に直流検電器で残留電荷がないことを確認すること。

7 提出書類

(1) 実施計画書	2 部
(2) 停電作業要領書	2 部
(3) 試験機器校正証明書 (写し)	1 部
(4) 点検結果報告書 (黒表紙金文字入り (報告書、写真) 、 A 4)	1 部
(5) 電子成果品 (点検結果報告書)	1 式
(6) 議事録	適宜
(7) その他局担当者が指示するもの	1 式